

主な内容

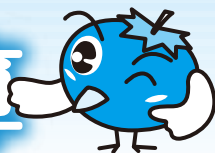
〈特集〉木曾岬町歳入歳出決算	2~6
地震・津波防災訓練事前ワークショップ開催	7
防犯功労表彰を受賞	7
日本郵便株式会社と包括連携協定を締結	8
町職員給料などを公表します	12・13
伊勢湾台風を学ぶ	16

木曾岬町の人口と世帯数 10月1日現在

人口	6,200人	(前月比-3)
男	3,188人	(前月比-2)
女	3,012人	(前月比-1)
世帯数	2,519世帯	(前月比-6)



令和元年度 木曾岬町歳入歳出決算



町の財政事情を町民の皆さまに広く知っていただくため、皆さまに関係の深い一般会計を中心に決算のあらましをお知らせします。

各会計別決算

●歳入合計

(単位：千円・%)

区分	令和元年度	平成30年度	比較	増減率
一般会計	3,540,559	2,963,119	577,440	19.5
国民健康保険特別会計	856,945	849,406	7,539	0.9
介護保険特別会計	516,372	500,881	15,491	3.1
後期高齢者医療特別会計	140,367	136,804	3,563	2.6
土地取得特別会計	2,801	4,721	▲1,920	▲40.7
農業集落排水事業特別会計	82,890	89,272	▲6,382	▲7.1
公共下水道事業特別会計	510,087	314,713	195,374	62.1
小計(特別会計)	2,109,462	1,895,797	213,665	11.3
合計	5,650,021	4,858,916	791,105	16.3
水道事業会計(公営企業会計)	321,966	217,530	104,435	48.0
収益的収入	298,346	200,948	97,398	48.5
資本的収入	23,620	16,582	7,038	42.4

●歳出合計

(単位：千円・%)

区分	令和元年度	平成30年度	比較	増減率
一般会計	3,393,046	2,853,759	539,287	18.9
国民健康保険特別会計	849,926	835,540	14,386	1.7
介護保険特別会計	508,446	495,585	12,861	2.6
後期高齢者医療特別会計	139,818	135,121	4,697	3.5
土地取得特別会計	2,729	4,642	▲1,913	▲41.2
農業集落排水事業特別会計	79,745	85,814	▲6,069	▲7.1
公共下水道事業特別会計	503,997	310,133	193,864	62.5
小計(特別会計)	2,084,661	1,866,835	217,826	11.7
合計	5,477,707	4,720,594	757,113	16.0
水道事業会計(公営企業会計)	339,171	228,636	110,535	48.3
収益的支出	300,149	203,551	96,598	47.5
資本的支出	39,022	25,085	13,937	55.6

令和元年度の一般会計・特別会計を合わせた決算総額は、歳入が56億5,002万1千円(前年度比16.3%増)、歳出が54億7,770万7千円(前年度比16.0%増)となりました。

このうち一般会計は、歳入が35億4,055万9千円(前年度比19.5%増)、歳出では33億9,304万6千円(前年度比18.9%増)となりました。歳入歳出差引額から令和2年度に繰越すべき財源の2,235万円を差し引いた実質収支額は1億2,516万3,651円となりました。

国民健康保険等の6つの特別会計の総額は、歳入が21億946万2千円(前年度比11.3%増)、歳出が20億8,466万1千円(前年度比11.7%増)となりました。

また、公営企業会計の水道事業については、歳入が3億2,196万6千円(前年度比48.0%増)、歳出が3億3,917万1千円(前年度比48.3%増)となりました。

用語解説

◆**一般会計**
町税を主な収入として、道路・公園などの整備や教育や社会福祉事業の充実など、町が一年間行っていく基本的な施策の経費を計上した会計のことをいいます。

◆**特別会計**
国民健康保険や下水道などの特定事業を行う場合に、経理状況が一目でわかるようにするために、一般会計とは別に経理する会計のことをいいます。

◆**公営企業会計**
民間企業と同じように独立採算性で、収支のバランスをとりながら経理する会計のことをいいます。

◆**実質赤字比率**
一般会計など(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模の標準財政規模に対する比率です。当町の標準財政規模の場合、150%を超えるると財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。

◆**連結実質赤字比率**
全会計を対象とした実質赤字に対する比率です。当町の標準財政規模の場合、20%を超えるると財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。

◆**実質公債費比率**
町が借り入れた地方債(借金)の当該年度の元利償還金(公債費)のうちの一般財源などから地方交付税により措置される災害事業費などを控除した公債費の負担状況を示す指標です。一般に25%を超えると公債発行(地方債の発行)が制限されます。

指標で見る財政事情

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、町の一般会計、特別会計等の決算に対しては健全化判断指標の公表が義務付けられています。この法律に定める判断基準値と令和元年度決算に基づく町の健全化判断比率及び資金不足比率等は次のとおりです。

当町における決算指数は何れにおいても国が定める早期健全化基準値を下回っており、令和元年度決算においては、健全な状態にあると判断されます。



令和元年度決算における町の健全化指数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
令和元年度決算指数	—	—	3.2%	—	—
早期健全化基準値	15.0%を超える	20.0%を超える	25.0%を超える	350.0%を超える	20.0%を超える
財政再生基準値	20.0%を超える	30.0%を超える	35.0%を超える	—	—
三重県平均値(速報値)	—	—	5.8%	14.3%	—

※令和元年度決算指数中の—は赤字額や将来負担額、資金不足額が発生しておらず、算定されない状況を示しております。

一般会計歳入決算の状況

(単位：千円)

歳入内訳			構成比率%
自主財源	町税	1,477,303	41.7
	分担金負担金	31,410	0.9
	使用料および手数料	30,969	0.9
	財産収入	12,034	0.3
	寄付金	176,544	5.0
	繰入金	5,991	0.2
	繰越金	59,360	1.7
	諸収入	55,714	1.6
	小計	1,849,325	52.2
	依存財源	地方譲与税	37,704
利子割交付金		852	0.0
配当割交付金		4,362	0.1
株式等譲渡所得割交付金		2,378	0.1
地方消費税交付金		117,939	3.3
自動車取得税交付金		8,031	0.2
環境性能割交付金		2,001	0.1
地方特例交付金		15,015	0.4
地方交付税		909,368	25.7
交通安全対策特別交付金		727	0.0
国庫支出金		243,079	6.9
県支出金		168,078	4.7
町債		181,700	5.1
小計	1,691,234	47.8	
合計	3,540,559	100.0	

歳入決算の概要

令和元年度の自主財源では、町税において木曾岬メガソーラー(株)の事業運営形態の変更に伴い法人税割が大きく増加したことから、対前年比で497,232千円増の1,477,303千円、寄附金収入においては、多額のふるさと納税を受けたことにより前年比124,302千円増の176,544千円となりました。この結果、自主財源の比率は43.3%から52.2%へ大きく増加しました。

また、依存財源では、幼児教育・保育の無償化に係る財政措置として子ども・子育て支援臨時交付金を受けたことから、地方特例交付金が前年比11,941千円増の15,015千円となりました。また、新たに環境性能割交付金が創設され2,001千円を受け入れております。

今後も、町民へのサービスの維持・向上のため、今まで以上に自主財源の確保に向け努力するとともに、適切な事務事業の執行に努めてまいります。

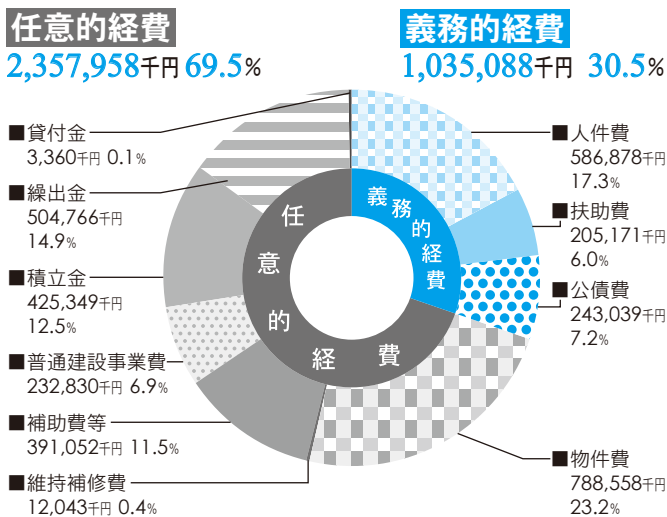
- ◆将来負担比率 地方債の残高をはじめ一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。市町村にあつては350%を超えるとは財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。
- ◆資金不足比率 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。この指標が20%以上になると財政健全化団体となり公営企業などの健全化計画を策定しなければなりません。
- ◆町税 町民税・固定資産税・軽自動車税などの普通税と、入湯税・事業税などの目的税のことをいいます。
- ◆繰入金 一般会計、特別会計、各種基金などから受け入れるお金のことをいいます。
- ◆地方交付税 国が市町村の財政状況に応じて交付するお金のことをいいます。地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。
- ◆国庫(県)支出金 国(県)が認めた事業に対し市町村に交付されるお金(負担金・補助金・委託金など)のことをいいます。
- ◆町債 建設事業など、将来の町民にも建設費用を負担してもらったほうが公平であると考えられる事業などの資金調達のために借り入れるお金のことをいいます。
- ◆自主財源 町が自主的に収入しうる財源のことをいいます。
- ◆依存財源 国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のことをいいます。

一般会計歳出決算の状況

(単位：千円)

歳出内訳	構成比率%	内容	
議会費	57,666	1.7	議会運営に係る費用に使われました。
総務費	1,051,643	31.0	主に窓口、税務、選挙事務に係る費用や庁舎建築に使われました。
民生費	729,014	21.5	主に保育、社会福祉に係る費用に使われました。
衛生費	231,495	6.8	主に健康予防、ごみ対策に係る費用に使われました。
農林水産業費	207,563	6.1	主に農業、漁業の発展や振興に係る費用に使われました。
商工費	16,315	0.5	主に商業、観光に係る費用に使われました。
土木費	459,339	13.5	主に道路整備、都市計画に係る費用に使われました。
消防費	123,164	3.6	消防、防災に係る費用の他、災害対策施設整備に使われました。
教育費	273,808	8.1	主に小・中学校、幼稚園に係る費用に使われました。
公債費	243,039	7.2	町の借金返済に係る費用に使われました。
合計	3,393,046	100.0	

●歳出性質別状況



歳出決算の概要

歳出決算額は33億9,304万6千円となり前年度比18.9%増、金額で5億3,928万7千円の増額となりました。性質別に見ると利率が高い起債の繰上償還を行ったことで公債費が9,784万9千円増加するなど、義務的経費が1億1,821万4千円増の10億3,508万8千円となり、歳出全体の30.5%を占めることとなりました。

また地方税収入の一時的な増加により余剰金の積立を行ったことで、積立金が3億3,548万7千円増加するなど任意の経費が4億2,107万3千円増の23億5,795万8千円となり、歳出全体としては69.5%を占める結果となりました。

今後も、町財政の健全化を図るため適切な財政事業の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営と事務事業の簡素化並びに効率化を図っていきます。

一般会計地方債の状況

(単位：千円)

区分	平成30年度末現在高	令和元年度発行額	令和元年度償還額	差引現在高
公共事業等債	342,287	68,200	12,343	398,144
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債		8,000		8,000
一般単独事業債	1,334,280		52,534	1,281,746
教育・福祉施設等整備事業債		5,400		5,400
減税補てん債	16,188		2,547	13,641
臨時財政対策債	1,584,550	100,100	160,592	1,524,058
その他	12,642		1,083	11,559
合計	3,289,947	181,700	229,099	3,242,548

用語解説

●義務的経費
歳出のうち、その支出が義務付けられた任意に節減できない経費をいいます。

●任意の経費
任意に支出することができ、生活費であり、町の意志によって削減できる要素を持つ経費をいいます。

●扶助費
社会保障制度の一環として、生活を維持するために支出される経費のことをいいます。(生活扶助・教育扶助・医療扶助・住宅扶助など)

●公債費
借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利息です。

●補助費等
負担金・補助金・交付金が主なものですが、報奨金や損害保険などの保険料、賠償金なども含まれます。

●物件費
地方公共団体が支出する消費的性質の経費(人件費・維持補修費・扶助費を除く)のことをいいます。

◆経常収支比率
財政構造の余裕を示すもので、65%～75%が望ましいとされています。支出のうち人件費など、毎年必ず支払う経費を「経常的経費」といいます。また、町税など毎年経常的に入ってくる財源を「経常一般財源」といい、使い道が自由な経常一般財源から経常的経費に充てられる割合が「経常収支比率」となります。この比率が低いほど自由に使える資金が多くなります。

令和元年度主要事業

ピックアップ



地域BWAを活用した安全・安心まちづくり事業
6,279万円



町道雁ヶ地・福崎線道路改良工事
4,385万円



住民票等コンビニ交付事業
1,170万円



小学校階段用昇降機設置工事
1,100万円



プレミアム付商品券発行業務
978万円



旧南部幼稚園・保育園実施設計業務
644万円



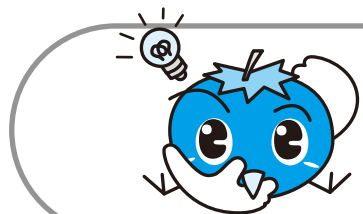
防災ガイドブック作成業務
367万円



幼児教育無償化システム改修業務
294万円



木曾岬町の収入と支出



木曾岬町の決算を 家計に例えてみました



令和元年度一般会計決算の歳入総額35億4,055万円を
月収40万円(年収480万円)の家計にあてはめてみました。

収入

給料	29万円 (72.5%)
うち基本給(町税)	16万7千円 (41.8%)
うち諸手当(地方交付税など)	12万3千円 (30.8%)
パート収入 (使用料・手数料など)	5千円 (1.2%)
親からの仕送り (国・県交付金など)	5万円 (12.5%)
貯金の取り崩し (繰入金)	1千円 (0.2%)
借金	2万1千円 (5.3%)
うち住宅ローン (公共事業用の町債)	9千円 (2.3%)
うちその他の借金 (臨時財政対策債)	1万2千円 (2.9%)
その他 (寄附金・諸収入など)	3万3千円 (8.3%)
合計	40万円 (100.0%)

貯金残高

年収480万円に対し
560万7千円

今年は給料の割合が1万3千円増えたよ。住宅ローンも半分(8千円)減ったからよかったね。



支出

食費 (人件費)	6万6千円 (16.5%)
家族の医療費 (扶助費)	2万3千円 (5.8%)
光熱水費 (物件費・補助費等)	13万3千円 (33.3%)
家の増改築費 (普通建設事業費)	2万6千円 (6.5%)
車や家具の修理代 (維持補修費)	1千円 (0.3%)
子どもたちへの仕送り (繰出金)	5万7千円 (14.2%)
住宅ローンの返済 (公債費)	2万8千円 (6.8%)
貯金 (積立金)	4万8千円 (12.0%)
合計	38万2千円 (95.4%)

借金残高

年収480万円に対し
439万6千円

家の増改築費が少なく済んだ分、今年はずっと貯金に回すことができたよ。





地震・津波防災訓練 事前ワークショップ開催

9月17日、防災センターにおいて、11月5日の「地震・津波防災訓練」に先立ち、事前ワークショップを開催しました。

三重大学川口淳准教授を講師とし、自主防災組織から「新富田子」「富田子」地区が、地域の災害リスクが記載されたハザードマップ等の理解や避難行動のきっかけとなる警報、気象情報等の知識の習得、避難場所までの避難経路を記載した避難マップの作成等を行いました。

参加者からは、「発災からの時間的余裕(想定86分)があることから、地域で助け合って、避難するきっかけになった」、「避難に対する意識が変わった」などの意見がありました。

11月5日の「地震・津波防災訓練」の詳細については、折り込みのチラシを参照し、ご参加ください。

※避難先には、交通安全にも十分ご注意のうえ、必ず徒歩で移動してください。

※訓練の避難先では、施設管理者の指示に従い、コロナ対策（マスクの着用、手指消毒・ソーシャルディスタンス（1m以上離れる））にご協力ください。



全国防犯協会 防犯功労表彰を受賞！！

去る10月14日(水)役場町長室において、令和2年度防犯功労者表彰の伝達式が行われ、個人表彰の部で横井善彦さん(和泉在住)が銅章を受章されました。

横井さんは、平成18年から立ち上げた東部地区防犯委員会の副会長として、また、平成23年からは桑名警察署少年警察協助手として、少年健全育成活動に貢献しています。

多年にわたり地域安全活動に尽力し、安全で安心な町づくりに大きく寄与し、その姿勢が広く町民の模範となったことにより表彰されたものです。

今後とも、町民の安全と安心のため、ご尽力いただきますようご期待申し上げます。



会長
森義則さん

副会長
横井善彦さん

加藤町長

桑名地域生活安全協会
木地局長

日本郵便株式会社と包括連携協定を締結

9月25日(金)、木曾岬町と日本郵便株式会社(木曾岬郵便局・弥富郵便局)は、郵便局のネットワークを活用した、町民の安心・安全、やさしい地域づくり、町の魅力発信等に関して、協働で取り組んでいくための包括連携協定を締結しました。

役場4階の会議室で行われた協定締結式の後、本協定における第1弾の施策として、木曾岬郵便局前のポストに町の防災情報や観光情報などを案内するQRコードの添付を行いました。今後は、定期的に意見交換を行いながら、各種連携事項の継続実施や新規事項の検討などを進めていきます。

協定の締結先

日本郵便株式会社 木曾岬郵便局、日本郵便株式会社 弥富郵便局

協定の主な内容

「木曾岬町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」

地域の課題解決、地域の活性化や町民サービスの向上等を図る事を目的に次に掲げる事項について、相互に連携して取り組む。

- 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- 地域経済の活性化に関すること
- 未来を担う子どもの育成に関すること
- 地方創生の推進に関すること
- その他、目的を達成するのに必要な施策に関すること



木曾岬町の事務事業からの暴力団等の排除に関する協定締結

10月1日(木)、町制から暴力団の影響を排除するため、桑名警察署と「木曾岬町の事務事業からの暴力団等の排除に関する協定」を締結しました。

この協定締結により、桑名警察署との連携を一層強化しながら、木曾岬町のあらゆる事務事業から暴力団等を排除し、暴力のない、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

ヘルスマイトからのお知らせ

～おせち料理の調理実習のご案内です～

- 実施日／12月15日(火)
午前9時30分～午後1時30分
- 開催場所／町保健センター 調理室
- 対象者／木曾岬町にお住まいの方
- 定員／20名(定員になり次第締め切らせていただきます)
- 実施内容／調理実習(おせち料理)
- 持ち物／エプロン・三角巾・布巾・米0.5合
- 参加費／1人500円(材料費)
- 当日は託児あり(10ヶ月以上 7人まで)
オムツ・ミルク持参 ※乳幼児は食事なし
託児時間：午前9時30分～11時30分
- 申込み先／8日前までに保健センター
(☎68-6119)管理栄養士まで、お電話もしくは保健センター窓口でお申し込みください。
(定員になり次第締め切ります。)

※新型コロナウイルス、その他の都合により中止、または実施日や内容の変更をする場合がございますので、ご了承ください。

ヘルシークッキングのお知らせ

～おいしく減塩する食事について～

- 実施日／12月1日(火)
午前10時～午後1時
- 開催場所／町保健センター 調理室
- 対象者／木曾岬町にお住まいの方
- 定員／12名(6名以上で実施いたします)
- 実施内容／ミニ講話と調理実習
- 持ち物／エプロン・三角巾・布巾・米0.5合
- 参加費／1人300円(材料費)
- 申込み先／8日前までに保健センター
(☎68-6119)管理栄養士まで、お電話もしくは保健センター窓口でお申し込みください。
(定員になり次第締め切ります。)



※新型コロナウイルス、その他の都合により中止、または実施日や内容の変更をする場合がございますので、ご了承ください。

知って得する！ 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金

「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

一定の要件を満たす方には、
月額最大1万円の保険料補助

加入で大きな節税効果！
保険料は全額社会保険料控除の対象

※農業者年金の加入には、
「国民年金第1号被保険者であること」
「年間60日以上農業に従事していること」
「60才未満であること」

の3つの要件を満たしている必要があります。

問合せ先／木曾岬町農業委員会 (68-6105)
独立行政法人 農業者年金基金 (03-3502-3199)
三重県農業会議 (059-213-2022)



終身年金で
安心！

詳しくは…

<https://www.nounen.go.jp>

知事との1対1対談開催

10月9日、恒例となる鈴木三重県知事と加藤町長との1対1対談が開催されました。

当日は雨が降る中、町内のヤードの現場を視察したあと、対談会場を庁舎に移し、終始和やかな雰囲気の中、堤防の耐震対策や県道バイパスの延伸などについて約1時間の対談が行われました。

視察関連

ヤード(自動車解体施設等)対策について

- ヤードを視察していただいたが、こうした施設が急激に増えたことで心配の声が上がっている。三重県として対策を講じていただきたい。

知事の回答

- 現場を見て、町民が不安を感じられているのがわかった。昨年の1対1対談での要望や町議会からも意見書をいただいております。県として条例の制定に向けて検討を進めていく。



現場を視察

対談項目1

鍋田川地震高潮対策事業について

- 鍋田川右岸堤防の緑風橋から鍋田川下水門までの区間についても、工事の進捗を図っていただきたい。
- 鍋田川下水門の耐震対策と水門の安全確実な操作ができるよう、愛知県に働きかけていただきたい。
- 木曾川左岸堤防耐震工事について予算確保と事業進捗を国に要望していただきたい。

知事の回答

- 「防災減災国土強靱化のための3か年緊急対策」は本年度で終了となるので、対策の延長とともに予算の増額について働きかけながら事業進捗を図りたい。
- 水門は共同管理となる愛知県と情報共有し、しっかりと予算を確保するとともに、有事の際の自動閉門についても検討していきたい。

対談項目2

木曾岬・弥富停車場線道路改築事業について



1対1対談

- 県道バイパスが今年度供用開始できるよう、確実な事業進捗をお願いしたい。
- 北への延伸をお願いしたい。
- 名古屋第三環状線についてはいまだ事業化されていないが、知事のお考えは。

知事の回答

- 国道23号から町道に接続する第1工区については、今年度内に供用開始できるよう進めていきます。第2工区については、令和2年度は用地測量に着手する予定である。
- その先の区間については状況を見ながら愛知県や町との協議を進めていく。
- 名古屋第三環状線については、第2工区の状況を見ながら早期の事業化に向け引き続きしっかりと愛知県との協議を続けていく。

当日の様子は
三重県ホームページにて
ご覧いただけます。

木曾岬町議会議員に当選証書を付与

10月11日執行の木曾岬町議会議員補欠選挙の当選証書付与式が10月12日役場にて行われました。8月26日に告示されたこの選挙は、10月6日に立候補を届け出た候補者が2人で定数2人を超えなかったため、無投票で当選が決まりました。

この日の付与式では、当選した町議会議員2人に町選挙管理委員会の服部委員長から当選証書が手渡され「全国に誇れる町議会を築いてほしい」とあいさつしました。



当選された古村護議員



当選された伊藤守議員

高校生世代の皆様にも町で使える商品券を配付!

新型コロナウイルス感染症対策における高校生世代への支援策として、木曾岬町に住所を有する皆様に対し町内で使える商品券を配付しました。

これは普段町外に通学する皆様がコロナ禍で交通費の負担が大きくなるなどのご苦労に鑑み、企画されたものです。

商品券は町商工会加盟のお店等で利用できるほか、木曾岬町自主運行バス(愛称:トマッピーバス)の回数券も購入することができます。

この機会に町商工会の商品券を有効にご利用いただき、町を盛り上げていただきますようお願いいたします。

●対象者／平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれで、10月1日時点で木曾岬町の住民基本台帳に登録のある方



制度について : 役場 総務政策課 ☎68-6100
商品券について : 木曾岬町商工会 ☎68-1183
バスでの利用について : 役場 危機管理課 ☎68-6101

ふれあい農園 (貸し農園)の利用者募集

農作業で汗を流してみませんか? ふれあいと余暇を楽しむ場として、町ではふれあい農園(貸し農園)を設置しております。

このたび、ふれあい農園において空き区画が生じておりますので、募集を行います。ぜひ、ご応募ください。

●募集区画数

1区画30平方メートル

●利用料

年間 6,000円

(年度途中からの利用は月割)

●利用(契約)期間

契約日から令和5年3月31日

(毎年度更新)

●農園の場所

木曾岬町大字源緑輪中1574番地

●申込み受付期間

先着順に受け付けします。

(空き区画が無くなり次第、募集を終了します。)

●利用資格

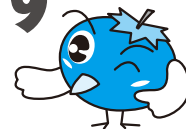
町内在住者・町内在勤者

●申込・問合せ先

木曾岬町役場 産業課

☎68-6105

町職員給料などを公表します



職員の給与や勤務条件など、木曾岬町の人事行政について理解を深めていただけるよう令和元年度の状況をお知らせします。

◆ 職員の任免および職員数に関する状況

採用状況

(令和2年4月1日)

職 種	人 数
一般行政職	2 人

退職状況

(令和元年度中)

職 種	人 数
定年退職	2 人
応募認定退職	1 人
普通退職ほか	1 人
合 計	4 人

部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在)

区 分	平成31年度	令和2年度	対前年増減数	
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0
	総務・企画	14	13	-1
	税 務	6	6	0
	農林水産	5	5	0
	土 木	3	3	0
	民 生	17	18	1
	衛 生	7	6	-1
小 計	54	53	-1	
教 育 部 門	6	6	0	
公 営 企 業 等	水 道	1	1	0
	下 水 道	1	1	0
	そ の 他	3	2	-1
	小 計	5	4	-1
合 計	65	63	-2	

※町長、副町長、教育長を除きます。

◆ 職員の人事評価の状況

職員の能力開発、人材育成及び任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため人事評価を行っています。

人事評価制度は、職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果等を評価する「業績評価」と職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価する「能力評価」の2つの評価から構成されています。

◆ 人件費の状況

(令和元年度一般会計決算) (単位:千円)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件费率 (B/A)	前年度人件费率
3,393,053	576,586	17.0%	19.9%

※人件費には、特別職の報酬等が含まれます。

◆ 職員の平均給料月額・平均年齢の状況

(令和2年4月1日)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	314,500円	42.6歳

◆ 初任給の状況

(令和2年4月1日)

区 分	木曾岬町	三重県	
一般行政職	大学卒	182,200円	189,200円
	高校卒	150,600円	154,900円

◆ 経験年数・学歴別平均給料の状況

(令和2年4月1日)

区 分	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	
一般行政職	大学卒	235,000円	263,400円	—
	高校卒	—	—	—

◆手当の状況

(令和2年4月1日)

扶養手当	配偶者	6,500円
	配偶者以外の扶養親族1人につき (子)10,000円 (父母等)6,500円	
	特定扶養加算(16歳~22歳の子1人につき)	5,000円
住居手当	借家居住者(16,000円を超える額)	支給限度額 28,000円
通勤手当	交通機関利用者	支給限度額 55,000円
	交通用具利用者	片道2km以上の距離に応じて 2,000円~31,600円

期末勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.300月分	0.925月分
	12月期	1.300月分	0.975月分
	合計	2.600月分	1.900月分
		(令和元年度支給割合)	
		※職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	

※このほか、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職手当、地域手当などがあります。
※扶養手当、通勤手当の内容は国と同じです。

◆特別職の報酬等の状況

(令和2年4月1日)

区分	給料月額等	期末手当	
町長	670,000円	6月期 2.225月分	12月期 2.275月分
副町長	540,000円	合計 4.500月分	※役職加算あり (令和元年度支給割合)
教育長	520,000円		
議長	285,000円	6月期 1.300月分	12月期 1.300月分
副議長	225,000円	合計 2.600月分	※役職加算あり
議員	210,000円		

◆勤務時間の状況

1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までで、週38時間45分勤務です。

◆休暇制度

年次有給休暇	1年(暦年)に20日間付与されます。 残日数がある場合は、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。
病気休暇	病気療養に必要な期間(90日以内)について有給の休暇となります。
特別休暇	特定の事由に基づいて有給の休暇が認められます。 結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇、夏季休暇などです。
介護休暇	同居の家族の介護が必要な期間(連続する180日以内)について無給の休暇となります。

※令和元年中の有給休暇の平均取得日数 9.6日

◆職員の分限処分および懲戒処分

(令和元年度)

区分	人数
分限処分	0人
懲戒処分	0人

◆公平委員会における業務の状況

(令和元年度)

業務	件数
勤務条件に関する措置要求	無
不利益処分に対する不服申立て	無
苦情処理	無

◆研修の状況

全職員を対象に職場内研修を行い、職務遂行能力向上に努めています。令和元年度においては、公務員としての倫理観や利害関係者への信頼を確保し、適切な行動をすることの大切さやコンプライアンスに対する理解を深め、違反をおこさないための意識醸成を図ることを目的とした「コンプライアンス研修」を実施しています。また、職場外研修として、主に三重県市町総合事務組合が主催する研修に、役職や経験年数、専門分野等に応じて受講しています。

◆福利厚生事業

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生増進を図るため、(財)三重県市町職員互助会に加入し、福利厚生事業を実施しています。事業内容等は、以下を参照してください。

<http://www.zc.ztv.ne.jp/fukuri/index.htm>

後期高齢者健康診査・ 後期高齢者歯科健康診査(75歳・80歳)のご案内

後期高齢者健康診査・後期高齢者歯科健康診査(75歳・80歳の方限定)はもう受けられましたか？

まだ、受診されていない方は期限が迫っていますので、ご自身の健康管理の為に受診をお願いします。

◆後期高齢者健康診査

・対象者
後期高齢者医療制度に加入の方で8月31日までに資格取得された方

- ・健診期限
11月30日(月)まで
- ・持ち物
①受診券
②保険証
③質問票
④自己負担金
⑤自己負担金
500円または2000円です。
(受診券に記載されています。)

※指定医療機関で後期高齢者健康診査を受けた方へ

受診費用の自己負担金は、木曾岬町長寿医療健康診査費用助成制度

により助成を受けることができますので、住民課にて申請してください。

- ・申請期限
令和3年2月26日(金)まで
- ・持ち物
①領収書
②印鑑
③振込口座がわかるもの

◆後期高齢者歯科健康診査

・対象者
3月31日時点において、後期高齢者医療に加入されている方のうち、75歳と80歳の方です。対象の方へはすでに受診票等を送付しています。

- ・健診期限
12月20日(日)まで
- ・持ち物
①受診票
②保険証
③質問票
④健診票
⑤健診結果のお知らせ
・自己負担金
無料

●問合せ先

役場 住民課
☎68-6103



ふとん洗濯サービス のご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・消毒により汚れやダニもきれいにとれる寝具洗濯サービスをご利用ください。

●申込方法

役場福祉健康課にて利用料とともに申し込んでください。
(印鑑をお持ちください。)

●申込期限

11月30日(月)

●実施日

12月中に業者がお宅へお伺いして布団をお預かりし、おおむね1週間以内にお届けします。

なお、お伺いする日時は、業者から連絡します。

*布団の貸出し有(有料、敷布団・掛布団各550円/回)

●対象寝具(日常的に使用している寝具に限る)

- ①掛布団+敷布団+毛布
- ②マットレス+ベットパット+掛布団+毛布
- ③マットレス+ベットパット+掛布団+敷布団+毛布

●利用料

- ①740円
- ②960円
- ③1,180円

●利用対象者

- ・おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ・介護認定を受けた方
- ・心身障がい児(者)で衛生管理が困難な方

*羽毛布団等もご利用いただけます。



洗濯前



洗濯後

●申込み及び問合せ先

役場 福祉健康課
☎68-6104

木曽川鍋田上水門 改築工事に伴う堤防道路 の通行止め（お知らせ）

鍋田上水門改築工事に伴い、堤防道路の復旧を実施するため、終日通行止めとなりますのでお知らせします。

なお、詳細は下記を参照ください。

- **日 時**
令和2年11月16日(月)～令和2年12月18日(金)予定
- **場 所**
弥富市前ヶ須～木曾岬町加路戸
- **問合せ先**
施工者：(株)鴻池組 担当：上田
☎0567-69-6771



木曾岬子ども未来塾 運営委員及び支援員募集

木曾岬子ども未来塾は、町が推進してきた「開かれた園・学校づくり」から一歩踏み出し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある園・学校づくり」の実現に向け、平成30年1月に設立され学習支援活動や体験活動に取り組んでいます。この活動のポイントは、地域の皆様とともに、より主体的に園・学校教育を支援し、子どもの育成に関わっていくことにあります。具体的な活動内容は、中学生への学習支援（数学・英語の自学自習の支援）や問題集を使った英検（5～3級）の受験支援のほか、園児や小中学生対象の体験活動（星空観察会や稲作、巨大かぼちゃづくりなど）の支援となります。中学生への学習支援については、運営委員1名と学習支援員がペアになり交代制で指導にあたっていますが、今後の円滑な運営を図る上では人員が不足している状況にあります。年齢・経験は不問ですので、大学生の方など、ぜひご協力いただきますようお願いいたします。

なお、子ども未来塾の活動は11月16日(月)から27日(金)の午前中まで、町立図書館内の郷土文化交流スペースにおいて近隣市町の社会教育活動のパネル展の中で紹介する予定ですので、ぜひ見学にお越しください。

教育委員会 だより

問合せ先
教育委員会
☎68-1617

【募集する委員及び 支援員とその内容】

- ① **運営委員**
未来塾開講日（毎月2回程度の金曜午後6時から午後7時45分）に会場である町立図書館学習室の準備・受付を行っていただきます
- ② **学習支援員**
未来塾開講日に中学生の英語・数学の学習支援を行っていただきます
- ③ **体験活動支援員**
園児や小中学生向けの体験教室の企画・運営を行っていただきます

【申込方法】

子ども未来塾運営委員会事務局（教育委員会事務局内）で登録してください

- **問合せ先**／教育委員会事務局
(☎68-1617)

伊勢湾台風を学ぶ

～自然災害から人々を守る活動～

“木曾岬町ならではの”の教育推進重点項目「オリジナル5」より

連載：グッドストーリーズ⑧ ～すべては子どもの健やかな成長のために～

新たな「木曾岬町こども園・学校教育方針」の2年目を迎え、さらなる教育活動の充実をめざしていきます。その具体的な支援策として、今年度も“木曾岬町ならではの”の「オリジナル5」を大切にしながら施策展開を図っていきます。そして、園・学校での子どもの姿を保護者や地域の皆様とともに共有し、地域ぐるみで子どもたちの「未来(あした)」を育てていきたいと考えています。グッドストーリーズは、子どもの素晴らしい世界を伝え、家庭で、地域で同じ眼差しでご支援いただきたいと願ったものです。すべては子どもの健やかな成長のために。11月号では、小学校の様子についてご紹介します。

“木曾岬町ならではの”の教育推進重点項目「オリジナル5」

- | | |
|---|---------|
| I 信頼される園・学校づくりに向けたコミュニティ・スクールの充実 | 〈 C S 〉 |
| II 園・小中学校の連携を強化し、子どもが主体的に学びに向かう保育・教育の実現 | 〈保育・学力〉 |
| III グローバル化に対応した英語教育・国際理解教育の推進 | 〈英語教育〉 |
| IV 地域への愛着と誇りを育む郷土教育の推進 | 〈郷土教育〉 |
| V 園・学校図書室と町立図書館を活用し、家庭と連携した子どもの読書活動の推進 | 〈読書活動〉 |

4年生の社会科では、「自然災害から人々を守る活動」という学習があります。自然災害の恐ろしさを知り、自然災害から命を守る為の取り組みについて学びます。

今年は、伊勢湾台風から61年目の年にあたります。61年前の9月26日、木曾川に隣接する木曾岬村(当時)は、大変な被害に遭いました。当時の様子や被害の状況がわかる資料が木曾岬小学校には多数あります。災害時の恐ろしさや災害への備えについての学習に合わせて、4年生の教室前廊下にパネルを展示しています。

パネル(提供：木曾川下流河川事務所)の中には、木曾川の堤防が決壊して、藤里や雁ヶ地、田代、源緑、白鷺地区に水が流れこんでいる様子や2階付近まで水につかっている建物、倒壊した家屋の材木などの下に埋もれている遺体の捜索をしている人、破堤箇所を仮締め切り工事が進む様子などの写真があります。特に、木曾川左岸は複数箇所被害に遭ったため、木曾岬村では非常に多くの家屋が浸水したそうです。自分が住んでいる地域の浸水や家屋の倒壊の様子を見た子ども達は、「これどこだろう。」「この辺りはおばあちゃんの家かもしれない。」「すごく壊れている。」と驚きながら、興味深く見入っていました。

4年生は、自分達でも本やインターネットを使って調べ学習をしたり、郷土学習の講師として町内在住の大

橋さんをお招きして伊勢湾台風での体験談等を直接伺ったりしました。ご自身の経験を語りついでいただく方は、防災を考える上で木曾岬町の大きな財産です。地域の皆さんにおかれましては、ご家族やご近所に小学生がいらっしゃいましたら、体験談をお話いただくと大変ありがたいと思います。

今後は、災害に強い町づくりに力をいれている本町の取り組みを知るとともに、自分の命は自分で守る力を身に付けられるように、自分たちにもできることは何かを考えていきます。



木曾岬シャークス（スポーツ少年団）

第26回マクドナルド・カップ 三重県大会出場決定!!

9月12日(土)～27日(日)にかけて桑員地区の4会場で行われた「ナガセケンコー旗争奪第20回桑員地区学童軟式野球大会」において木曾岬シャークスが見事優勝し、チーム創設以来初めてとなる県大会出場を決めました。

本大会は桑員地区から27チームが参加し、上記大会に出場できる代表2枠を争いました。

木曾岬シャークスは長打で挙げた得点を堅実な守備で守りぬく野球で勝ち進み、員弁御園グラウンドで行われた決勝戦において、今シーズン公式戦で勝つことができなかったチームに勝利を収め、見事優勝し桑員地区代表の座を獲得しました。

今後の活躍が期待されます。

木曾岬シャークスでは 団員を募集しています

学年ごとに、いろいろな大会にも参加していますので、ぜひ一度、鍋田川グラウンドをのぞいてみてください。

●活動日／土・日曜日

午前9時～午後4時



令和2年度町長杯ソフトボール大会

9月20日(日)に鍋田川グラウンドを会場として“町長杯ソフトボール大会”が開催されました。

今大会はコロナ禍における大会ということもあり、出場する選手全員に健康チェックシートの記入を求めるなど感染防止対策をしっかりと行いながら、暑さが残る秋空のもと白熱した試合が繰り広げられました。

試合は男子の4チームによるトーナメント戦で行われ、決勝は「K's」vs「Black cat's」の対戦となり、強打を誇った「K's」が9-6で優勝の栄冠に輝きました。

試合後は、互いの健闘を讃え合う光景も見られ、ソフトボールを通して世代を超えた交流が深められました。

なお、試合結果は次のとおりです。

【試合結果】 優勝：K's
準優勝：Black cat's



男子の部 優勝：K's

★本大会は年々参加チームが減少しています。大会を盛り上げて頂くためにも、1チームでも多くの参加をお待ちしています。

～奨学金の申込について～

木曾岬町修学奨学金の貸与を希望される方を募集します。この制度は、町内篤志家からご寄附いただいた資金で創設した「木曾岬町夢とふれあい教育基金」を原資に、大学や高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方に奨学金を貸与し、将来、町に貢献できるような人に育てていただくことを目的としています。また、4月から新型コロナウイルス感染症に伴う経済支援として貸与額を増額いたしました。(金額は選択制)

制度の概要は、次のとおりです。

●奨学金の貸与を受けようとする方の要件

- ・木曾岬町に居住する方またはその子弟であること
- ・町民税などの滞納がないこと
- ・大学および高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方であること

●貸与額等

- ・大学生、専門学校生・・・1人につき月額20,000円又は月額40,000円
 - ・高校生・・・・・・・・・・1人につき月額10,000円又は月額20,000円
- ※無利子で貸与します。

●返 還

- ・卒業した次の年から、貸与期間の2倍年数以内に、月賦または半年賦で返還
(例えば貸与年数が4年の場合は8年以内に返還)

●申込方法

【申込書類】

- ・修学奨学金貸与申請書(様式第1号)
- ・「木曾岬町夢とふれあい教育基金」による修学奨学金に係る契約書(様式第2号)
- ・住民票世帯全員の写し(本人の除票を含む)
- ・課税証明書

※様式第1号、第2号については、教育委員会で希望の方に配布します。また、町ホームページ内、「教育委員会」からダウンロードできます。

【申込期間】

- ・11月2日(月)～11月20日(金)

【申込み先】

- ・教育委員会

●貸与決定の通知について

令和3年2月中旬までに、申請者に通知させていただきます。

(問合せ先/教育委員会事務局 ☎68-1617)



今月の図書館コーナー

今月のメインコーナーは「本」が主人公です。図書館なので本が主人公の月があつてよいのでは・・・？ 本に関する内容や図書館が舞台になっている小説まで様々な本を紹介します。

図書館に来られる方は読書好きな方が多いですが、読書が苦手な方もいらっしゃいます。図書館は、新聞を読んだり待ち合わせをしたり、ホッと出来る空間として利用される方も多いです。

読書は、老若男女問わず、健康であってもそうでなくても誰でも出来ること。読むことが苦手な方は、人生を変える一冊に出会えていないのかもしれませんが。とっておきの本に出会えるよう、スタッフ一同が精一杯お手伝いさせていただきます。どうぞお声かけくださいね。

今月のNEWS

メインコーナー

- 本をめぐるおはなし
(本に関する本、図書館など)

児童コーナー

- 世界を旅しよう
(冒険の本、外国語の本)

サブコーナー

- 仕事
- 女性問題

郷土文化交流スペース 11月の展示予定

- 社会福祉協議会展示
- 教育委員会展示

読み聞かせ・ワークショップ

- 11月4日(水)、18日(水)
いずれも11時15分～
※マスク着用で参加してください。

今月の司書のおすすめ本

ぼくたちはまだ、 仕事のことを何も知らない

(分類) 377.9 各務展生

大学生が、悩み、迷いながら自分の進路を見つけていく、就職活動のリアルを描いたマンガ形式のお仕事本です。就職活動を通して「本当に自分にあった仕事って?」「就職するとは?」など働くことの意味を考えていく本です。

仕事をしながら幸せな人生を送るにはというテーマで描かれており、理想論だけでなく就活について語るだけでなく、単なる就活ノウハウやテクニックばかりでなく、社会人としての自覚や責任についても学べます。就活はまだという学生や大人の方にもお勧めします。

図書館からお知らせ

本を破ってしまった、汚してしまった!濡らしてしまった! そんな時はカウンターに相談してください。弁償の対象になる場合もありますが、修理可能な場合は対応します。修理は早期発見が大切です。必ず教えてください。

◎開館日

火～木……午前10時～午後6時 金…正午～午後8時
土・日・祝…午前9時～午後5時

●問合せ先/町立図書館 ☎40-9010

HP: <http://kisosaki-library.net/>

11月 図書館カレンダー

○の日は休館日です

日	月	火	水	木	金	土
1	②	3	4	5	6	7
8	⑨	10	11	12	13	14
15	⑬	17	18	19	20	21
22	23	⑳	25	㉑	27	28
29	⑳					

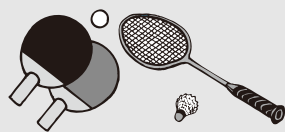
初心者向けスマホ短期講座を開講

10月9日と16日及び23日の3日間、公民館講座の一環として「初心者向けスマホ短期講座」を開講しました。ケーブルテレビの絺シー・ティー・ワイのスタッフ3名に講師を務めていただき、実際の画面をスクリーンに映写しながら基本的な操作方法などを分かりやすく説明していただきました。

受講者は自分のスマホを操作しながら分からない箇所はスタッフに質問するなど、熱心に受講していました。



教育関連施設 開館日のお知らせ



町 体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

- ◎ 一般開放日
卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
自由に使用できます。
8日(日) 午前9時～午後4時 22日(日) 午前9時～正午
- ◎ 軽スポーツ教室
スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行ないます。
ソフトバレーボールやファミリーバドミントンなどを実施していますのでぜひ体育館へお越しください。
22日(日) 午後1時～午後4時

文 化 資 料 館

- ◎ 開館日
毎週日曜日
午前9時～午後4時

北 部 公 民 館

- ◎ 開館日
火～日(祝日を除く)
午前9時～午後5時
※ただし日曜は
午前9時～午後1時

生活のミニ情報

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方の方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です(所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない方も対象)。

詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署(所得税担当)にお問い合わせください。

【国税庁HPの税の情報・手続・用紙/税について調べる/確定申告/個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存】

問 桑名税務署 個人課税部門
☎0594-2215123
(ダイヤルイン)

税務署からのお知らせ

- ① 令和2年分所得税確定申告から55万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります。現行の適用要件に加え、『e-taxを利用して確定申告書及び青色申告決算書を提出(送信)する』又は『電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認を受けている』ことが必要となります。収支内訳書・青色申告決算書の作成は国税庁ホームページが便利です！是非とも自宅等からのe-taxをおすすめします。
- ② 税務署での面接相談(確定申告期を除く)は事前予約が必要です。税務署では、納税者の皆様をお待たせしないよう、面接相談の事前予約制を実施しております。予約状況により、希望の日時に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ③ 令和2年分年末調整等説明会開催中止のお知らせ
今般の新型コロナウイルス感

感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

問 桑名税務署

- ①②について個人課税部門 ☎0594-224-5123 (ダイヤルイン)
- ③について法人課税部門 ☎0594-37-0301 (ダイヤルイン)

防火ポスター展開催

消防本部では、毎年火災予防啓発事業の一環として、小・中学校の児童、生徒を対象に防火ポスターを募集しています。展示するポスターは応募作品の中から、入選した作品を展示します。

と き

- ①11月1日(日) ~11月9日(月)まで
- ②11月11日(水) ~11月24日(火)まで

場 所

- ①イオンモール東員 (東員町大字長深50-1)
- ②イオンモール桑名

(新四方1丁目22)
2020年度全国統一防火標語「その火事を防ぐあなたに金メダル」

問 桑名市消防本部 予防課

- ☎0594-224-5279
- FAX0594-224-5281

国民年金基金のお知らせ

『人生100年時代のプラス年金』

国民年金基金は、自営業やフリーランスの方々が、国民年金に上乗せをする公的な年金です。

●メリットは

- ①掛金が全額「社会保険料控除」で、受取る年金も「公的年金等控除」の対象です。
- ②受取る年金は、終身が基本で一生変動しません。
- ③万一時はご遺族に一時金が支払われます。(遺族保証のないB型も選べます)
- ④掛金は、加入時の年齢で一定。お休みや増減もできません。

●加入できる方は

- ①国民年金の第1号被保険者

(免除の方などを除きます)
②国民年金の任意加入者(60歳~65歳未満の方や海外在住の方)です。

問 全国国民年金基金三重支部

- ☎0120-65-4192
- https://www.zenkoku-kikin.or.jp/

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要ですが、ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

●対象となる方

・老齢基礎年金を受給している方

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ✓65歳以上である
- ✓世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓前年の所得額が約46.2万円以下である

●請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることが可能です。

請求手続きはお早めに!

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

●日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

✓日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求められることはありません。

●年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』
☎0570-05-1165 (ナビダイヤル)



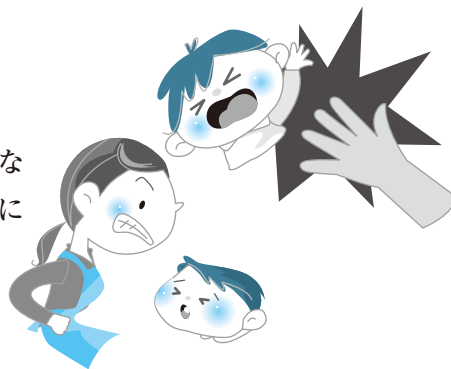
年金給付金 検索



●4月から法律が変わりました。 「体罰等によらない子育てを広げよう！」

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。

しかし、法律で子どもへの体罰が禁止されたからと言って、すぐに体罰のない社会が実現するわけではありません。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。



●なぜ体罰等はいけないの？

体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。これは科学的にも明らかになっています。

●しつけと体罰はどう違うの？

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自立した社会生活を送れるように子どもをサポートして社会性を育む行為です。

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんな軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されています。

子どもにしつけをするときには、体罰でおさえつけるのではなく、どうすればよいのかを言葉で教えたり見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか…

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- 他人の物を取ったので、お尻を叩いた。
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- 宿題をしなかったので夕ご飯を与えなかった。
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押し付けた。

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

これらは
全て
体罰です！

●暴言等の子どもの心を傷つける行為も虐待です

体罰以外に怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言なども、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があり、心理的虐待にあたります。



11月は「児童虐待防止推進月間」です。

「ストップ!こども虐待」地域のみんなで、
子どもの未来を守りましょう。

●庁舎1階で11月に「オレンジリボンツリーの展示」をしています!

「児童虐待防止推進月間」の啓発活動の一環として、今年度も三重県内の各市町で「オレンジリボンツリーの展示」を実施しています。

木曾岬町では、11月2日(月)～30日(月)までの期間中、庁舎1階木曾岬ステーションで「オレンジリボンツリー」を展示していますので、短冊へのメッセージのご協力をお願いします。



(昨年度の様子)

●木曾岬町の子ども虐待防止の取り組み!

木曾岬町では、「木曾岬町子ども虐待及び配偶者の暴力防止ネットワーク (CAPきそさき)」を設置し、保健・福祉・教育・医療・警察関係者や民生委員・児童委員や町民育成会議等子どもに関わる各関係機関で、こどもへの虐待防止や配偶者の暴力 (DV) 防止活動に取り組んでいます。

また、こども相談センターを窓口とし、こども虐待防止やDV防止の啓発や専門家によるカウンセリングなど相談事業を実施する他、関係者を対象とした研修会を実施し、子どもに関わるスタッフの資質向上に努めると共に、関係者が連携をしながら予防活動や保護者支援などを行っています。

ぎゃくたい 虐待かもと思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル「189」番へ! (通話無料)

いちはやく 189 (いちはやく) 知らせて守る こどもの未来

(令和2年度「児童虐待防止推進月間」最優秀標語)

※189は児童相談所全国共通ダイヤルです。お住まいの地域の児童相談所に自動でつながります。
一部のIP電話からはつながりませんのでご注意ください。

また、木曾岬町こども相談センターでも、保健師の育児相談や心理士によるカウンセリングも
行っていますので、育児の不安やストレスを感じた方はまずはお電話を・・・

木曾岬町こども相談センター
(68-6119)

または

北勢児童相談所
(059-347-2030)

へお電話を



11月28日(土) 犯罪被害者週間に伴うイベントの 開催について

11月25日から12月1日までの期間は、「犯罪被害者週間」です。

ある日突然、不条理な事件・事故に巻き込まれてしまった犯罪被害者の方や、そのご家族、ご遺族は、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、精神的・経済的な被害を負うと共に、様々な苦痛や困難に遭遇します。

犯罪被害に遭った方々は、被害後の様々な苦難によって傷つき、より深い心の傷を負うことがある反面、周囲の方々が犯罪被害に対する理解を持って対応されたことで、犯罪を受けた方が元の生活に早期に復帰することができるようにもなります。

三重県警察では、三重県や各市町、みえ犯罪被害者センターと連携して、犯罪に巻き込まれた被害者の方々を社会全体で支え、被害者も加害者も出さないまちづくりに取り組んでいます。

犯罪被害者支援を考える集い ～桑名市犯罪被害者等支援条例制定記念～

- 日 時／11月28日(土) 午後1時30分～午後4時
- 場 所／桑名市大山田コミュニティプラザ 文化ホール(桑名市大山田1-7-4)
- 共 催／三重県(くらし・交通安全課)
公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター、桑名市
- 協 力／三重県警察
- 後 援／三重県市長会、三重県町村会、三重弁護士会、日本司法支援センター三重地方事務所、三重県教育委員会、桑名市教育委員会
- 講 演／寺輪 悟氏(犯罪被害者ご遺族)
演題「あなたが突然、犯罪被害者になったら・・・」
- 啓発イベント
／桂 文我氏(三重県松阪市出身)
犯罪被害者等を支える社会づくりを呼びかける啓発イベント

生命のメッセージ展などの展示が行われます
是非、この機会に犯罪被害に遭われた方々の現状を正しく理解し、支えていくことの重要性を一緒に考えてみませんか。

- 問合せ先／三重県警察本部広聴広報課被害者支援室
☎059-222-0110(内線2921・2922)

町内9月の交通事故 ()…令和2年累計
●件数/7件(87件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/3人(10人)

11月カレンダー

※新型コロナウイルス感染症予防のため、健康カレンダーに記載の行事は状況により変更となる場合もあります。ご注意ください。なお、下記の行事も、状況によっては変更となる場合もあります。

主な行事	場所	時間	備考
4㊦・転倒予防教室	福祉・教育センター集会室	午後1時30分～午後3時	
9㊦・音楽療法（子育てサロン）	福祉・教育センター集会室	午前10時30分～午前11時30分	
10㊦・もぐもぐ教室	保健センター	午前9時45分～午前11時30分	
12㊦・すくすくひろば ・カウンセリング	保健センター 保健センター	午前10時～午前11時30分	要予約 ☎68-6119
17㊦・トマッピーキッズサークル	木曾岬こども園	午前9時30分～午前11時30分	
18㊦・転倒予防教室 ・言語訓練	福祉・教育センター集会室 保健センター	午後1時30分～午後3時 午後1時～午後1時30分	要予約 ☎68-6119
19㊦・歯っぴい指導室 ・妊産婦歯科健診 ・カウンセリング ・北勢地域若者サポートステーション 出張相談in木曾岬	保健センター 保健センター 保健センター 福祉・教育センター	午後1時30分～午後2時30分 午後1時30分～午後2時30分 午前9時30分～午前11時30分	要予約 ☎68-6119 要予約 ☎059-359-7280
20㊦・育児相談	保健センター	午後1時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
22㊦・日曜役場	役場 住民課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務
24㊦・オレンジカフェ	福祉・教育センター会議室	午後1時30分～午後3時	
25㊦・いす・たいそう教室 ・人権・心配ごと・行政相談	保健センター 福祉・教育センター	午後1時30分～午後3時 午前9時～午前11時30分	

納付を
お忘れなく!

11月の納付

- 国民健康保険料(11/30納期限) …… 第5期分
- 後期高齢者医療保険料(11/30納期限) 第5期分
- 介護保険料(11/30納期限) …… 第4期分
- 水道料金・下水道使用料(11/30納期限) B地区
- こども園保育料(11/27納期限) …… 11月分

口座振替の方は振替不能にならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話 / 0569-38-7860(直通) (午前9時～午後6時)
- FAX / 0569-38-7859
- ※ 時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話	40-9008
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30 / 土・日・祝日・年末年始	
総務政策課	68-6100
建設課	68-6106
危機管理課	68-6101
会計課	68-6107
税務課	68-6102
議会事務局	68-6108
住民課	68-6103
教育委員会	68-1617
福祉健康課	68-6104
保健センター	68-6119
産業課	68-6105
町立図書館	40-9010



● 町のホームページ
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※ 収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎざ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 2日・5日・9日・12日・16日 19日・23日・26日・30日	毎週火・金曜日 3日・6日・10日・13日・17日 20日・24日・27日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 4日・18日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 4日・11日・18日・25日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 11日	毎月第4水曜日 25日
資源ごみ	毎月第4日曜日 22日	

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※ 生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※ プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

マイナンバーカードで マイナポイントがもらえる!

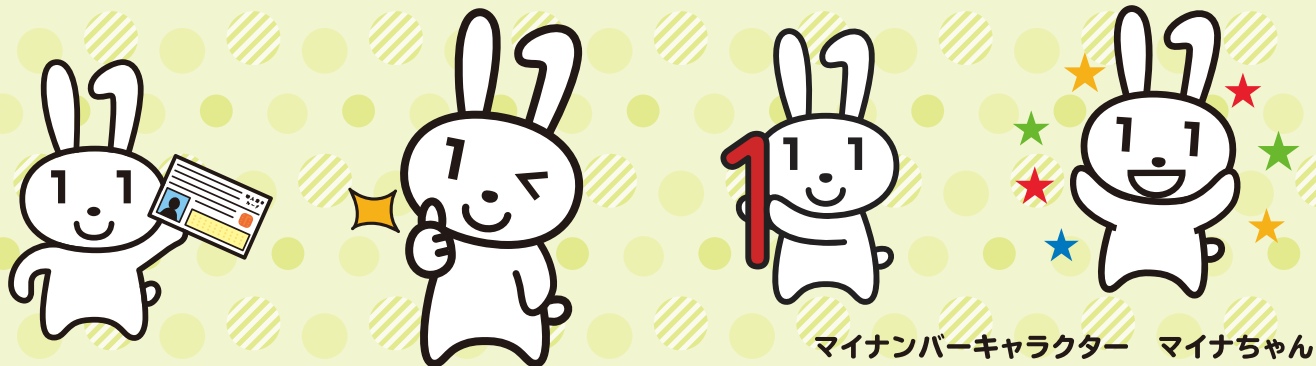
マイナンバーカードを持っている方は、『マイナポイント』還元が、9月1日から始まりました。
マイナポイントを申し込めば、クレジットカード等でポイントをもらうことができます。

マイナポイント
とは?

- ① マイナンバーカードを取得し、
- ② カードでマイナポイントを予約した人を対象に、
- ③ 選択したキャッシュレス決済サービスで買い物に使える
ポイントを国が付与する仕組みです。

マイナポイントがもらえるのは2021年の3月末までの申込みとなっています。

- マイナポイント予約・申込みのお問い合わせ等
マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) ☎0120-95-0178
音声ガイダンスに従い「5番」を選択してください。
- 総務省「マイナポイント事業」アカウント
<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>
または、木曾岬町役場 住民課 ☎68-6103 までお問い合わせください。



「伸びゆく木曾岬町のふれあい広場2021」の 開催中止について

伸びゆく木曾岬町のふれあい広場実行委員会では、国内における新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、令和3年3月21日(日)に予定しておりました「伸びゆく木曾岬町のふれあい広場2021」の開催中止を決定しましたので、お知らせ致します。

開催を楽しみにして下さっておりました皆様には、残念なご案内となりご迷惑をお掛けしますが、何卒御理解をいただきますようお願い申し上げます。

伸びゆく木曾岬町のふれあい広場実行委員会 委員長 山北 哲